

テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売等の規制に関する規則

制定 平成九年五月二十八日 公安委員会規則第三号

(利用カードの販売の届出)

第一条 愛知県青少年保護育成条例(昭和三十六年愛知県条例第十三号、以下「条例」という。)第十九条第一項の規定による届出は、利用カード販売届出書(様式第一)によってしなければならない。

2 条例第十九条第二項に規定する公安委員会規則で定める書類は、利用カードを販売する場所の付近の見取図とする。

3 条例第十九条第三項の規定による変更の届出は、利用カード販売届出事項変更届出書(様式第二)によってしなければならない。

4 条例第十九条第三項の規定による廃止の届出は、利用カード販売廃止届出書(様式第三)によってしなければならない。

(青少年の購入禁止の掲示)

第二条 条例第二十条第三項の規定による掲示は、様式第四によってしなければならない。

(命令をしようとする場合の手続)

第三条 条例第二十二條第三項の規定による命令に係る弁明の機會の付与の手続については、聴聞及び弁明の機會の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十六号)第三章の規定を準用する。

(身分を示す証明書)

第四条 条例第二十七條第三項に規定する身分を示す証明書(条例第二十七條第二項の規定により調査又は質問をする警察官が携帯するものに限る。)は、警察手帳規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第四号)に規定する警察手帳とする。(提出書類の部数等)

第五条 条例の規定により公安委員会に提出する書類は、正副二通とし、当該利用カードを販売する場所の所在地を管轄する警察署を経由しなければならない。

附則

1 この規則は、平成九年七月一日から施行する。

2 愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成九年愛知県条例第九号)附則第一項の規定により読み替えて適用される条例第十九条第一項の規定による届出(客を入店させる形態のテレホンクラブ等営業所に係るものに限る。)に係る同条第一項に規定する公安委員会規則で定める書類は、第一条第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げるもの並びに当該テレホンクラブ等営業所が条例第二十條第一項に規定する区域

内及び条例第二十條第二項に規定する地域に設置されているか否かについての確認書(附則様式)とする。

附則(平成十年七月六日愛知県公安委員会規則第三号)

1 この規則は、平成十年八月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出され、又は表示されているテレホンクラブ等役務を利用するための電話番号の案内を行う営業所の電話番号が記載された広告物については、改正後のテレホンクラブ等営業の規則等に関する規則第七條第三項の規定は、平成十年八月三十一日までは適用しない。

附則(平成十二年七月十一日愛知県公安委員会規則第七号)この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十四年二月十九日愛知県公安委員会規則第一号)この規則は、平成十四年四月一日から施行する。